



上山市告示第15号

上山市工事等の競争入札に係る予定価格の公表に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月8日



上山市長 横 戸 長兵衛



上山市工事等の競争入札に係る予定価格の公表に関する要綱

上山市工事等の競争入札に係る予定価格の公表に関する要綱（平成11年告示第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市が行う工事及び工事に係る調査、設計、測量等の業務委託（以下「工事等」という。）の競争入札に関し、上山市財務規則（平成7年規則18号）第98条に規定する予定価格を公表することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（公表対象）

第2条 公表の対象は、上山市工事等に係る業者指名及び入札結果の公表に関する要綱（平成6年告示第46号）第2条に規定する建設工事等の入札に係る予定価格とする。ただし、競争入札において落札者が決定しなかった場合には、対象としない。

（公表時期）

第3条 予定価格の公表時期については、原則として事後公表とする。ただし、次の各号に掲げる工事については、事前公表により実施することができる。

- （1） 設計金額の算定に際し、主に見積りにより資材単価、施工単価又は施工歩掛りの決定を行う工事
- （2） 災害復旧工事など、事業執行の遅延をあらかじめ回避する必要がある工事
- （3） その他工事の特殊性等によりこの要綱により難しい工事

（公表の方法等）

第4条 公表の方法、期間及び閲覧場所は、上山市工事等に係る業者指名及び入札結果の公表に関する要綱の例による。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、予定価格の事後公表の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行うものから適用する。